

外来種被害防止行動計画の見直しに係る検討会の設置について

1. 経緯

- 2010（平成 22）年に開催された生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）で採択された愛知目標において、「2020 年までに侵略的外来種の定着経路が特定され、優先順位付けられ、優先度の高い種が制御され又は根絶される」との個別目標が示された。これを踏まえて 2012（平成 24）年に閣議決定された「生物多様性国家戦略 2012-2020」において、愛知目標の達成に向けた我が国の主要行動目標として、「防除の優先度の考え方を整理し、計画的な防除等を推進するとともに、各主体における外来種対策に関する行動や地域レベルでの自主的な取組を促すための行動計画を策定する」とされた。
- これらに基づき、環境省、農林水産省及び国土交通省は、2015（平成 27）年 3 月に、我が国の外来種対策の中期的な総合戦略として「外来種被害防止行動計画」（以下、「行動計画」とする。）を作成・公表した。
- その後、2019（令和元）年 5 月に生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォーム（IPBES）が公表した生物多様性と生態系サービスに関する地球規模評価報告書では、侵略的外来種は「生物多様性の損失を引き起こす 5 つの直接要因の一つである」と評価され、2022（令和 4）年 12 月に生物多様性条約第 15 回締約国会議（COP15）にて採択された、新たな世界目標「昆明・モンテリオール生物多様性枠組」では、「侵略的外来種の導入率及び定着率を 2030 年までに 50%以上削減する」等の目標が掲げられた。また、これを踏まえて 2023（令和 5）年 3 月に閣議決定された「生物多様性国家戦略 2023-2030」においては、ネイチャーポジティブの実現と生態系の健全性の回復に向け、侵略的外来種による負の影響の防止・削減に資する施策の実施、外来種対策の取組の充実及び管理体制の強化を図るとされている。
- 加えて、2022（令和 4）年 5 月には、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成 16 年法律第 78 号。通称「外来生物法」）が改正。要緊急外来生物等の新たな規制の枠組みや国、都道府県、市町村、事業者及び国民に係る防除に関する責務規定が追加され、2023（令和 5）年 4 月に全面施行したところ。
- これら近年の国内外における外来種問題に対する注目の高まり、対応強化の動き等を踏まえ、国際的な議論へ対応し、我が国における外来種対策の更なる強化・取組を推進するため、最新の科学的知見や防除活動・市民理解等の現状に関する知見を有する専門有識者等で構成する「外来種被害防止行動計画の見直しに係る検討会」を【資料 1 - 2】のとおり設置し、行動計画の見直しに向けた検討に着手する。

2. 想定する検討内容及びスケジュール

<2023（令和 5）年度>

- (1) 第 1 回検討会 10 月 12 日開催
 - － 現行の行動計画の進捗状況について
 - － 第 1 部（外来種対策を実施する上での基本指針）に関する見直しの方向性について（主に、行動計画の目標、目的及び行動指針について）
- (2) 第 2 回検討会 1 月頃開催予定
 - － 第 1 部（外来種対策を実施する上での基本指針）に関する見直しの方向性について（主に、行動指針及び各主体の役割について）

<2024（令和6）年度>

検討会を2回程度開催し、行動計画の改定案を作成。パブリック・コメントを経て、2024（令和6）年度末を目処に改定版の行動計画を公表。

※2023（令和5）年10月～2025（令和7）年度にかけ、「生態系被害防止外来種リスト」（2015（平成27）年3月作成）についても別途、会議体を設置して見直しを行う。

▼スケジュール（案）

年度	月	検討会	その他
2023 (令和5)	10	【第1回検討会】 －検討会の設置について －現行の行動計画の進捗状況について －第1部（外来種対策を実施する上での基本指針）に関する見直しの方向性について	
	11		
	12		
	1	【第2回検討会】 －第1部（外来種対策を実施する上での基本指針）に関する見直しの方向性について	
	2		
	3		
2024 (令和6)	4		関係者説明会
	5		
	6		
	7	【第3回検討会】	パブリック・コメント
	8	－改定案について	
	9		
	10	【第4回検討会】	
	11	－改定案修正案について	
	12		
	1		
	2		
	3	改定・公表	